

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成30年9月10日（月）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第88号「所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】な し

【質 疑】

平井委員

確認だが、6,213人の給付を受けている人のうち、条例改正によって影響を受ける人が150人ということと削減額が2,300万円ということではいか。

森田障害福祉

おおよそ、そのとおりです。

課長

平井委員

助成対象者が身体障害者1級から3級手帳所持者とあるが、150人のうち、1級から3級手帳所持者までの人数の内訳がわかるか。

森田障害福祉

150人の内訳については、現状では把握しておりません。

課長

平井委員

150人にどのように知らせるのか。また、所得等についてはどのように把握しているのか。

森田障害福祉  
課長

事前にお知らせを送付するとともに、広報等においても周知を行う予定です。所得の把握については、本人の同意を得まして、障害福祉課で調べて、所得の確認をします。

平井委員

所得が360万円の障害者はどのような職業の方が多いのか。

森田障害福祉  
課長

一般的には、議員の方や公務員の方も該当するものと考えています。

平井委員

所沢市は、3月に障害のある人もない人も共に生きる、障害者差別解消条例を制定したが、それとの関係でこの条例を出してきたということは、誰かからこの改正の提案があったということか。

森田障害福祉  
課長

埼玉県のと綱に基づき重度心身障害児等の医療費の助成を行っていますが、県がと綱改正を行いまして、所得制限を設ける旨の通知があり、所沢市も条例を改正することとなりました。

平井委員

県内他市町村の状況は。

森田障害福祉課長 平成30年7月の県の調査によると、54市町が県の要綱と同内容で見直しを行う予定となっています。所沢市を含めると55市町となります。検討中、未定の市町村は7市町村、その他が1市となっております。

平井委員 検討中の7市町村はどこか。

森田障害福祉課長 平成30年7月の県の調査によると、行田市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、吉見町、東秩父村の7市町村です。

小林委員 障害者団体には、事前に知らせていたのか。

森田障害福祉課長 障害者団体については、お知らせを差し上げています。また、所沢市障害者施策推進協議会でも説明をさせていただきました。

小林委員 いつ頃か。

森田障害福祉課長 障害者団体への通知は6月に、所沢市障害者施策推進協議会への説明は7月に行っています。

小林委員 通知と説明の時期の差はなぜあるのか。

森田障害福祉課長 障害者団体には6月に通知をしております。障害者施策推進協議会については、7月に開催予定であったことからこの時期に説明をしたものです。

小林委員 障害者団体から所得制限を設けないなどの要望はあったのか。

森田障害福祉課長 所沢市障がい者団体協議会の平成30年8月2日付けの要望書において、構成団体である障害児者を守る所沢連絡会から所得制限を設けないでほしいという要望がありました。

小林委員 説明会においてどのような質疑があったのか。

森田障害福祉課長 障害者団体への通知には説明会の要望があれば開催する旨を記載しましたが、特に説明会の要望はありませんでした。また、障害者施策推進協議会において説明をしましたが、特に意見はありませんでした。

小林委員 障害者の方たちからは、今まで所得制限を設けてこなかったのに、なぜ今設けるのかといった声が届いている。県の要綱改正の段階で障害者団体から要望等はなかったのか。

森田障害福祉 把握しておりません。

課長

小林委員

県のと綱では所得制限を設けたとしても、引き続き、所沢市として所得制限を設けないという選択肢もあるということによいか。自治体で独自に決定することができるのか。

森田障害福祉

課長

所沢市として、独自に助成することは可能ですが、制度の持続のためには一定の線引きが必要であり、高額所得者は医療費の自己負担をする能力があると考えられることから、本市単独で助成を行うことは考えておりません。

中村委員

県のと綱改正は、そもそもどういふ理由があつたのか。なぜこのタイミングでと綱を改正したのか。県はどのように説明しているのか。

森田障害福祉

課長

県のと考え方としては、今回の見直しについては、他の福祉制度との負担の公平性を図る観点から所得制限を導入し、一定以上の所得がある方を対象から外すものとしたものとされています。

中村委員

なぜ、このタイミングなのか。県の中で一通り見直しを行った上でこのようになったのか。このと綱以外にも、同種のものについて、同じく所得制限を導入したり、そういった状況はあるのか。

森田障害福祉  
課長

県がなぜこのタイミングで改正を行ったのかについては、把握して  
おりません。

中村委員

市としての判断は、県の通知により改正を行うということでよいか。  
大きな理由としての持続可能な制度とすることや公平感を維持するとい  
った意味での所得制限の導入は理解できるが、それ以上のものが要綱改  
正の理由にあったのか。

森田障害福祉  
課長

昨年の9月に県から市町村に重度心身障害者医療費支給事業への所得  
制限の導入を検討している旨の文書が届いております。その後、今年2  
月に県が市町村に対して今後の方針を示すための説明会を行っておりま  
す。4月26日に正式に補助金の交付要綱の改正について通知がありま  
した。

中村委員

説明会では、基本的に一般的な説明しかなかったのか。県の施策とし  
てこういう判断があってここで所得制限を導入する理由として、持続可  
能な制度、公平感の維持以外の説明はなかったのか。

森田障害福祉  
課長

県の説明会については、制度の内容の説明等が主でした。

中村委員 施行期日を平成31年1月1日としたのは、県の要綱改正の施行期日に合わせたためか。

森田障害福祉  
課長 そのとおりです。

中村委員 この条例改正については、パブリックコメント手続を行っていないのか。

森田障害福祉  
課長 パブリックコメント手続は実施しておりません。

中村委員 私の認識では、権利の制限に関するものについてはパブリックコメント手続を実施するという意識である。実施しなかった理由は何か。

森田障害福祉  
課長 障害者団体に直接お知らせしていること、障害者施策推進協議会においても説明を行っていることから、パブリックコメント手続は実施しなかったものです。

中村委員 市民参加を進めるための条例のどこに該当するのか。

森田障害福祉課長 市民参加を進めるための条例第8条第3項第2号の特定の範囲のものを対象として、参加の手続を行うことが効果的かつ適切であると市が認めるものに該当するという判断から、障害者団体への概要通知としました。

赤川委員 国の障害者施策の方針に変更があったのか。また、他県の状況はどうか。

森田障害福祉課長 国の方針については、把握しておりません。他県の状況については、東京都、神奈川県、千葉県その他合計で41の都道府県で何らかの所得制限が行われています。

赤川委員 埼玉県の実施以前から所得制限が行われているのか、ここ数年で行われているのか。数年前は実施されていなかったと思うが、国の方針の変更があったと想定されるが、いかがか。

森田障害福祉課長 他県の導入時期については把握しておりません。また、国の方針の変更を受けて所得制限を設けたのかの点についても把握しておりません。

赤川委員 基準については、国の特別障害手当の基準に沿ったということである



が、障害者の所得制限というのは、障害者手当の制限があり、それと医療費の制限もある。この関係はどうか。

森田障害福祉  
課長

県の要綱における手当の所得制限の額に合わせて変更しています。

赤川委員

障害者団体との話し合いをしているとのことだが、最終的に所得制限に反対など、障害者団体の傾向について伺いたい。

森田障害福祉  
課長

障害者団体からの説明会の要望はなく、障害者施策推進協議会において説明を行ったが、特に意見はありませんでした。

赤川委員

改正の趣旨として、真に経済的な給付を必要とする者に限るとしているが、障害者は基本的に健常者と比べた場合、医療などの経費がかかるし、収入があったとしてもいろんなコストがかかるという意味において、今まで医療費に関しては所得制限を設けなかったと思っているが、所得がある人は真に経済的な給付を必要としないとする考え方であるが、これについて伺いたい。

森田障害福祉  
課長

限られた財源の中で対象者を真に経済的負担の軽減が必要な方に限定して、医療費負担が可能な方には負担をしていただくという考え方から

所得制限を導入したものです。

赤川委員

所得があるからと言って、可能とは限らないのではないか。障害者は所得があっても、医療に関していろいろなコストがかかる。公平性を考えるとどうなのか。

森田障害福祉

課長

重度心身障害児等の医療費の助成は、所得制限によりなくなりますが、例えば国保であれば高額療養費などでカバーされているものと考えています。

福原委員

確認だが、障害者団体からは、全く意見がなかったということではないか。

森田障害福祉

課長

所沢市障がい者団体協議会、所沢市手をつなぐ親の会宛に通知を出しました。その中に説明会の要望があれば開催する旨を記載し、送付しましたが、特に説明会の要望はありませんでした。所沢市障害者施策推進協議会の中でも、所得制限の導入の説明を行いました。特に意見等はありませんでした。

福原委員

市としては、おおむね改正の趣旨は理解されたというふうに認識されたということか。

森田障害福祉

そのとおりです。

課長

福原委員

参考までに聞きたいのだが、住民税非課税世帯については、医療費は3割負担でよいか。

森田障害福祉

住民税非課税であっても、窓口での医療費の負担は3割となります。

課長

ただし、高額療養費制度等がありますので、実際の負担は所得に応じて抑えられることとなります。

福原委員

いわゆる障害のある方もない方もという見方をした場合に、所沢市としては条例制定をしているが、共に生きる社会づくりという観点からすると、高額療養費などの制度があるにしても、一般的には3割負担をされている。こういうことも視野に入れながら今回の改正の趣旨の中には含まれていると考えてよいか。

森田障害福祉

一般的には、非課税であっても3割を負担していただいています。今

課長

回の医療費の助成については、負担ができる方については、応分の負担をしていただくという考えに基づき改正を行うものです。

福原委員

改正前の障害者の一般的な医療費の自己負担は、何割だったのか。

森田障害福祉

一般的には、3割です。

課長

福原委員

今回の改正では、所得が360万円以上の方には助成を行わないこととなるが、助成がなくなった場合の負担はどのくらいとなるのか。

森田障害福祉

窓口での負担は3割となります。なお、今まで申し上げた3割負担につきましては70歳未満の場合としてお答えしております。

課長

福原委員

障害のある方ない方含めて、おそらく障害のある方については、今回の収入の多い方に限らず、いろんな他の手当が支給されているのだと思う。障害のない方についても、3割の応分の負担をされて頑張っている方もいるが、今回、障害者に所得制限を設けることによって、いわゆる共に生きる社会づくりの条例に合致するような趣旨が今回の改正に含まれているのか。

森田障害福祉

負担能力のある方には、応分の負担をいただくという考えで、この改正を行うものです。

課長

大石委員

県の要綱改正に基づき、所沢市も条例改正を行うということだが、もし議案が否決された場合や県の助成額を超える部分を所沢市が独自に負担する場合などが起きた場合には、県からのペナルティはあるのか。

森田障害福祉

ペナルティはありませんが、県からの補助金がないこととなります。

課長

大石委員

東京都や東村山市などの近隣の事例についてお示しいただきたい。

森田障害福祉

東京都の市区町村ごとの状況については、把握していません。

課長

中村委員

他市も基本的には条例ということによいか。給付であるので条例でなくてもよい考え方もあるので、他市では条例制定していないところもあると思うが、そのあたりの状況はどうか。

森田障害福祉

県内の他市の多くは、条例を定めて助成を行っています。

課長

中村委員

給付については、現在、県内他市の多くは条例で支給しているのか。

森田障害福祉  
課長

平成30年7月の県の調査によると、条例改正で対応する市町村が55市町ありましたので、55市町につきましては条例を制定しているものと考えております。

中村委員

例えば、ねたきり老人等介護者手当については、要綱で支給しているが、この重度心身障害児等の医療費の助成については、基本的には条例でなければならないのか。この違いについて何かあるのか。条例を制定した当時の定め方であったということか。

森田障害福祉  
課長

当時から条例で定められていることから、今回もその条例改正を行うという形で提案させていただいています。

小林委員

確認ですが、対象者は150人で、今現在の受給者全体は6,213人でよいか。

森田障害福祉  
課長

受給者は、6,213人です。

小林委員

圧倒的に重度心身障害の方は、なかなか仕事にもつけない、所得が少ないこともあるので、手をつなぐ親の会などの障害者団体もほとんどの人が対象者とならないことから要望がなかったのだと思うが、そのあた

りについてどう考えているのか。

森田障害福祉  
課長

所得の多寡の割合については、わかりませんが、障害者の集まりである障害者団体に説明したものです。

小林委員

そもそも、障害児者の医療費の助成制度がつくられた理念はどういうものか。

森田障害福祉  
課長

重度心身障害児等に対し、医療費の一部を助成し、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として条例を定めております。

福原委員

医療費の助成について、一例を示していただきたい。

森田障害福祉  
課長

障害者の方が病院や歯医者に行かれて自己負担した額を助成対象としています。

福原委員

助成額に係る基準等はあるのか。

森田障害福祉  
課長

支給された高額療養費等を除いた自己負担分の全額を助成しています。

福原委員

自己負担分の全額とは、3割負担であれば3割の負担額の全額ということか。

森田障害福祉  
課長

高額療養費等がない場合では、負担した3割の全てを助成することとなります。

福原委員

実質の負担をしていないということでよいか。

森田障害福祉  
課長

そのとおりです。

赤川委員

医療費以外で、重度心身障害児者等に対する給付等で所得制限を課していないものはあるか。

森田障害福祉  
課長

医療費以外で所得制限がないものは、タクシー券などがあります。

赤川委員

市が支給するもので、障害者に関するものは他にあるか。

森田障害福祉  
課長

市が単独で支給しているものとしては、タクシー券やガソリン費がそれに当たります。



赤川委員

これらについては、所得制限を課していないということか。

森田障害福祉  
課長

所得制限を課しておりません。

赤川委員

こういうものについて、今後、所得制限を課す可能性はあるのか。

森田障害福祉  
課長

所得制限が必要かどうかについては、サービスの内容や性質、対象者の数等を考えながら慎重に対応する必要があると考えます。

赤川委員

医療費の助成について所得制限を課すこととなると、基本的な市の方針として、応能負担について他のサービスにも広げるといった議論はあるのか。

植村福祉部長

そういった考えについて、庁内での議論はしていません。タクシー券については等級の改正を行ったばかりであり、今後については、その状況をみながら判断していくものと考えております。

大・委員

負担の最高額はわかるか。

森田障害福祉  
課長

把握しておりません。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第88号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第88号の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、この間の質疑の中でいろいろわかったことですが、所沢市は障害者の権利条例を制定していながら、所得のあるなしで医療費の助成制度に差をつけるということについては、容認できないということで、私たちは反対したいと思います。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第88号について賛成の立場から意見を申し上げます。所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、これまでの議案説明、議案質疑を通しまして持続可能な制度とするために必要な改正だと思いい賛成いたします。

中村委員

至誠自民クラブを代表し、議案第88号について賛成の立場から意見を申し上げます。所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例

の一部改正ということで、議案には賛成をしますけれども、やはり県の要綱がどうして改正されたのか、そのタイミングも含めて、そういったこと、あるいは、最高負担になってしまう、この条例の改正により負担が増えてしまう方の最高額等の情報がなかなか委員会の審査を通じて出てこなかったものですから、そういったことについては、今後事前に把握できる、あるいは説明できる部分をもう少し増やして条例改正の提案をしていただきたかったなという気持ちはあります。なお、条例改正の趣旨については、応能負担の原則ですとか、持続可能な制度とするためという意味では理解できますので、条例の改正については賛成をさせていただきますと思います。

赤川委員

リベラル所沢を代表し、議案第88号について反対の立場から意見を申し上げます。今回の条例改正ですけれども、改正の目的というのが県の条例を改正したので、改正するという市の方針が、はっきりしなかったと思っております。

また、市は独自の障害者の条例を制定したばかりでありまして、こういう中で、あと障害者団体からも意見が出なかったということで、今回改正をすることによって、福祉のその基本的なあり方に対してやはり一つの疑問を投げかけるものです。また、真に経済的な給付を必要とするものに限定するという事なんですけど、必要かどうかという判断はやはり我々ではちょっとできない、所得があるからといってできないと

いうふうに思っています。また、県内においてもまだ制定していない自治体もございますし、他県の状況とあと国の趣旨というのを市としてまだしっかり捉えていないというなかで、今回の審査においては十分に理解ができませんでした。また、いろんな先ほどもタクシー券の話も出ましたが、いろんなことにもまた関係しております。そういう意味でまだちょっと市において条例改正に時期尚早と考えまして、今回の条例改正については反対いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第88号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第89号「所沢市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

確認だが、廃止後は所沢市社会福祉協議会に委託している認定調査業務の事務所として使用するということだが、社協全体が移転して業務を行うということか。

井上介護保険  
課長

社会福祉協議会が指定事務受託法人として行う認定調査の部分のみを移転することを想定しています。

大・委員

利用者数を増やす努力等を行ったのか。

新井高齢者支  
援課長

近隣で開催される催しに事業者が出向きPRを行うことや四半期ごとのモニタリング等を通して新規利用者獲得への指導等を行っております。

赤川委員

議案質疑でもあったが、改めて利用者数について確認したい。

新井高齢者支  
援課長

平成25年度が1日平均7.9人、平成26年度が6.7人、平成27年度、平成28年度が6.8人、平成29年度が7.2人となります。直近の平成30年7月については、5.2人となります。

赤川委員

今後の利用者に対する市の対応について伺いたい。

新井高齢者支  
援課長

来年度以降、利用者への説明会を通して、移動先についての相談を受ける予定ですが、近隣で利用しやすいようなところをご案内していくことになると思います。

赤川委員

亀鶴園でなければならないという人はおらず、どこかの施設で対応できるということか。

新井高齢者支  
援課長

亀鶴園デイサービスセンター近辺で他に10カ所のデイサービスセンターがありますので、近隣のそのようなところをご案内するような形となります。また、希望に沿えるところとして離れたところも考えられます。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採決】**

議案第89号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

- 議案第97号「所沢市立キャンパスの指定管理者の指定について」
- 議案第98号「所沢市立プロペラの指定管理者の指定について」
- 議案第99号「所沢市立はばたきの指定管理者の指定について」
- 議案第100号「所沢市立きぼうの園の指定管理者の指定について」
- 議案第101号「所沢市立こあふるの指定管理者の指定について」
- 議案第102号「所沢市立ゆきわり草の指定管理者の指定について」

植竹委員長

議案第97号から議案第102号については、一括議題としてよろしいか。

(委員了承)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

福原委員

全体を通じて確認だが、例えば、議案資料ナンバー2の102ページの指定管理者応募者評価結果集計表の4の情報公開、個人情報保護・情報管理の項目で②と③の個人情報、情報管理において、16点が満点、24点が満点に対して8点となっているが、配慮がある・なし、体制がある・なしについて選定委員はどのような形で判断し、審議されているのか。

森田障害福祉

課長

情報公開等の部分につきましては、事務局評価となります。①の情報公開に関する規程等が整備されているかについては、市と同等に規程等

が整備されていれば2点、同等ではないが、整備されていれば1点、整備されていなければ0点という評価をしています。

福原委員

実際にキャンパスの点数の内訳について伺いたい。

森田障害福祉

キャンパスについては、②の個人情報については1点、③の情報管理

課長

についても1点の評価をしています。整備はされているが、市と同等ではないため1点としています。

福原委員

障害者の雇用の項目もあるが、評価の項目に入れるべきものなのか。

評価項目に関する基準はあるのか。

森田障害福祉

市のガイドラインがあり、障害者の雇用については、それに従い、項

課長

目としています。

福原委員

全体として、経費の縮減、障害者の雇用、情報公開の項目で点数の差があるように思うが、それに対して市から改善事項などどのような指導をするのか。

森田障害福祉

点数が低い項目については、今後指導を行いたいと考えています。

課長



平井委員

全般として、障害者などの福祉施設は、5年間の指定期間の後、同一の法人が指定管理者となる事例が多いが、その指定期間の実態について選定委員が判断するほか、指定管理中にはどのようなことをしているのか。また、必ず附帯意見がついていて、キャンパスでは近隣の住民や事業者等、地域との交流を積極的に行うこととあるが、指定時の附帯意見が、5年後の新たな選定時にどう反映されているのか。評価委員については、前回の選定時と同一の人が委員となるのか、それとも違う人が委員となるのか。

森田障害福祉  
課長

5年間の指定期間中の附帯意見の評価については、モニタリング等で確認し、指導しています。また、指定時の附帯意見の評価については、取り組みが行われているか、継続的に確認しています。

佐々木福祉総  
務担当参事

指定管理者選定委員会の委員については、前回の指定時の委員とは全員別の委員となっております。

平井委員

同じ人が委員を続けて評価をすることについてどう考えているのか。また、違った視点で選定委員以外の人が意見を述べる機会はあるのか。

森田障害福祉

評価については、選定委員会のほか、県の第三者評価制度があり、こ

課長

れにより評価をしています。

佐々木福祉総

いろいろな考え方はありますが、指定管理の指定期間が5年間で一旦

務担当参事

区切りを迎えることから、同一の事業者が手を挙げることは考えられませんが、リセットしたという考えのもと、新たな選定委員により資料に基づいた、慎重な審議を行った結果で、評価をすることも一つの考え方としています。

平井委員

所沢市は、これまで指定管理者制度導入後、福祉施設、地域に密着した施設は非公募が多いが、今後については、公募・非公募の方向性についての考えがあれば、伺いたい。

植村福祉部長

指定管理については、原則、公募ですが、障害者施設等については、非常に変化を好まない、変化があると動揺してしまうといった利用者の状況があることから、職員と利用者の信頼関係をもって継続的に行うことが望ましいことや、また、議会や利用者家族からも要望があることから、今回非公募となっている障害者施設については今後も非公募で継続することとなると思います。

平井委員

公募としながらも、同一のところが指定管理者となる形が多いが、以前市が作った公募・非公募の基準は今もあるのか。

植村福祉部長	<p>障害者施設等については、その基準に基づいて非公募としています。</p> <p>ただし、非公募であっても、選定委員会に非公募とすることを諮って決定していますので、何の手続きもなく非公募となるものではありません。</p>
平井委員	<p>指定管理の所沢市の全般的な公募・非公募の基準があるということでよいか。</p>
植村福祉部長	<p>全体的な基準があり、福祉部の施設についてはこれらの基準に該当すると判断しました。他部の施設については承知しておりません。</p>
赤川委員	<p>利用者数の全体的な傾向を伺いたい。</p>
森田障害福祉課長	<p>各施設には定員があり、ほとんどの施設で定員よりも多く在籍者がいる状況ではありますが、キャンパスを例とした場合、定員50名で通所の率は、平成28年度は103.9%、平成29年度は103.8%、平成30年度7月末で104.8%となっています。</p>
赤川委員	<p>提案された委託料は、今までと比較してどうか。</p>
森田障害福祉	<p>人員の配置についてですが、人員を増やす設計等をしていることから、</p>

課長

前回よりも高くなっている部分もあります。

大・委員

附帯意見の内容や評価表の点数が悪い点については、実際に指定管理者との協定の際に詳細を示して、契約を結んでいるのか。

森田障害福祉

指定管理者の指定についての議決後に、法人との話し合いにおいて、

課長

評価の低い項目について改善するよう指導し、協定を締結することとしています。

大・委員

指導した事項については、通常 of 四半期ごとや半年ごとのチェックにおいて継続的に確認しているということか。

森田障害福祉

モニタリングを実施しておりますので、そうした中で検証し、できて

課長

いなければ指導していく形をとりたいと考えています。

小林委員

障害者の利用がない場合には、その分については日割り計算で事業所の収入となるのか。

森田障害福祉

サービス費については、日割りで計算されます。

課長

小林委員

通所施設を利用する方は、ほとんどの方が自宅から通われているのか。

森田障害福祉

自宅もしくはグループホームから通われることとなります。

課長

小林委員

市立のグループホームはゆきわり草だけか。

森田障害福祉

市立のグループホームはゆきわり草のみとなります。

課長

小林委員

民間施設の事業主体は、社会福祉法人か。

森田障害福祉

グループホームについては、株式会社も事業主体となっております。

課長

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採 決】**

議案第97号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第98号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第99号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第100号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第101号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第102号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第103号「所沢サン・アビリティーズの指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員

市の障害者施設への理解を深め、障害者スポーツの振興だけでなく、障害者の居場所づくりに努めることと附帯意見が付されているが、付した理由について伺いたい。

佐々木福祉総

今後取り組んでほしい取り組みについて、委員会の審議を踏まえた上

務担当参事

で付しているもので、特に問題があるものではありません。

赤川委員

障害者の居場所づくりについて、今までどのような取り組みを行ってきたのか。

森田障害福祉

障害者スポーツに限らず、いろいろなサークル活動を行っていただい

課長

ています。

赤川委員

障害者が施設を利用するときに、予約が取れないといった課題はあるのか。

森田障害福祉

障害者の方が優先かつ無料で利用できる施設となっていることから、

課長

障害者の方が最優先で利用していただく体制をとっています。

平井委員

定期的な避難訓練等により、安全・危機管理面で更なる充実をという  
ことで附帯意見が付されていることについては、評価結果の安全管理・  
危機管理の項目では点数は悪くないが、さらなる充実を求めているのは  
なぜか。

佐々木福祉総

施設が老朽化していることから、委員から意見が付いたものです。

務担当参事

平井委員

施設改修については、指定管理者が要求によって実施するのか。それ  
とも市が実施を決めるのか。

森田障害福祉

修繕が発生した場合には、10万円を超えた場合には市が、それ以下

課長

の場合には指定管理者が修繕を行うこととなります。

平井委員

なぜ、施設の照明が暗いのか。

森田障害福祉

体育室の照明についてはLED化を図ったところです。

課長



赤川委員

評価結果の障害者の雇用の項目については満点であるが、何人雇用しているのか。

森田障害福祉  
課長

2名雇用しています。

赤川委員

自治体の障害者雇用の水増しの問題が見られるが、指定管理者について障害者の雇用にどのように確認しているのか。

森田障害福祉  
課長

障害者手帳をお持ちの方を障害者とし、雇用については障害者手帳の確認をしております。

小林委員

障害者の方の利用率を伺いたい。

森田障害福祉  
課長

平成30年7月末時点で、障害者の方が3,727名、その他の方が1万1,541名となっています。平成29年度については、障害者の方が1万2,478名、その他の方が3万6,202名となっています。

平成29年度は全体の約26%が障害者の方の利用となっています。

小林委員

障害者の方の利用の拡大について、どのように取り組まれてきたのか。

森田障害福祉  
課長 独自事業の実施をしており、その事業に多くの障害者の方に参加して  
いただくよう取り組んでいます。

小林委員 団体での利用は増えてきているのか。

森田障害福祉  
課長 現在の団体の登録数は40団体で、今年度については増減ありません。

小林委員 障害者の方が利用しやすい取り組みは行っていないのか。

森田障害福祉  
課長 障害者にできるだけご利用いただけるよう、独自事業等を実施して  
おります。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員 日本共産党所沢市議団を代表し、議案第103号について賛成の立場  
から意見を申し上げます。今質疑の中でわかったことなんですけれども、  
一般の方も障害者の方も使用されている公共施設という点では大変道の  
りが悪くて我々が行くのも大変なんですけれども、そういった障害者の  
ためのなにか手当というか、そういう手当を図ることや施設が暗いとい  
うことでは早急に照明など工夫されて明るくされることを求めて賛成の

意見としたいと思います。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第103号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 （午前10時30分）

再 開 （午前10時40分）

○議案第104号「所沢市立亀鶴園老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第104号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第105号「所沢市立新所沢けやき通り老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

利用者数は何人か。

新井高齢者支

平成25年度の1日の平均利用者数は27人、平成26年度は23.

援課長

9人、平成27年度は24.7人、平成28年度は26.4人、平成29年度は25.6人です。

平井委員

職員の入れかわりについて、この5年間で把握しているか。

新井高齢者支

大きな入れかわりはありません。

援課長

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第105号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第106号「所沢市老人ホーム亀鶴園の指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

入居者は何人か。

新井高齢者支

平成29年度末で28人となります。

援課長

平井委員

定員数は何人か。

新井高齢者支

定員は50人となります。

援課長

平井委員

定員に対して余裕があるが、利用者数を増やす努力はしているのか。

新井高齢者支

老人ホーム亀鶴園については、措置の施設であることから、利用者を

援課長

増やすことはしていません。

平井委員

入居する部屋については個室か。

新井高齢者支 個室と2人部屋となります。

援課長

平井委員 どちらの利用が多いのか。

新井高齢者支 2人部屋となります。

援課長

平井委員 夫婦で使うのか。

新井高齢者支 夫婦、家族で使うものではありません。

援課長

中村委員 所沢市民とそれ以外の方の数について伺いたい。

新井高齢者支 平成30年7月末で所沢市の方が20人、狭山市の方が1人、新座市  
援課長 の方が1人、日高市の方が1人、墨田区の方が1人の合計24人の入居  
となっています。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第106号について賛成の立場から意見を申し上げます。確か、亀鶴園がつくられた時は個室をつくったことを宣伝されていて、これでほんとによかったわねと話があったのですが、個室に入る方が少ないという点では今ほんとに生活が困難な方がたくさんいらっしゃるのです。もうちょっと幅広くいろんな形で周知をされて、今50%ですので、入居者の充実を求めることを求めて賛成いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第106号については、全会一致、可決すべきものと決する。



○議案第107号「所沢市立老人憩の家さくら荘等の指定管理者の指定について」

○議案第108号「所沢市立老人憩の家みかじま荘等の指定管理者の指定について」

植竹委員長

議案第107号及び議案第108号については、一括議題としてよろしいか。

(委員了承)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

災害時において施設を災害対応のため使用することとなるが、現在はその機能を果たせていない。今後どのようにその機能を持たせるのか。

新井高齢者支援課長

昨年度さくら荘で災害対応をした際に、食事の面ですぐに対応ができなかったことがあり、その教訓を生かし、老人福祉センター、老人憩の家12荘にアルファ米等を備蓄しました。また、昨年度のさくら荘において布団がすぐに必要となったことから、布団、冷蔵庫、電子レンジ等の用意ができるよう業者との連絡体制をとるようにしました。

平井委員

老人憩の家の職員はシルバー人材センターの職員か。

新井高齢者支 援課長	議案第107号のさくら荘等は所沢市シルバー人材センター、議案第108号のみかじま荘等は所沢市公共施設管理公社に応募いただいています。
平井委員	老人福祉施設は、福祉に精通した人が職員となるのが望ましいと思うが、このことについてはどのように考えているのか。
新井高齢者支 援課長	今回の指定管理者の募集については、福祉の事業所に限って募集したものではありません。
小林委員	利用者の意見をどのように反映していくのか。どのようなシステムとなっているのか。
新井高齢者支 援課長	利用者の意見については、その都度、荘の所長や職員が対応していますが、その他にうしぬま荘が各荘の取りまとめをしており、うしぬま荘に相談いただくこととなります。緊急の案件等については高齢者支援課に直接相談いただいて対応することとなります。
小林委員	各荘での意見はうしぬま荘で今後の対応等を決めていくのか。
新井高齢者支	軽微な案件については各荘での対応となりますが、相談が必要な案件

援課長

についてはうしぬま荘に相談をすることになります。また、うしぬま荘  
で対応できない案件については、高齢者支援課に相談する形をとってお  
ります。

赤川委員

各荘によって、利用の仕方など異なることがあるのか。

新井高齢者支

利用の仕方については、それぞれの荘で異なる点があったことから、

援課長

平成29年4月からマニュアルを作成し、全荘において同じように利用  
していただくよう進めています。

赤川委員

指定管理者が変わっても、サービス等については同様の取り扱いとな  
るのか。

新井高齢者支

そのとおりです。

援課長

赤川委員

特に飲酒であるが、利用者の飲食についても統一しているのか。

新井高齢者支

統一しています。

援課長

赤川委員

飲酒は認められていないことでよいか。

新井高齢者支

基本的に、飲酒は認めていません。

援課長

小林委員

老人憩の家のグループ分けの理由は何か。

新井高齢者支

風呂がある荘は常時職員が3人、風呂がない荘は2人としており、1

援課長

日当たり9人となるようにグループ分けをしています。さくら荘等については風呂があるさくら荘と風呂がないその他の3荘で9人、みかじま荘等については風呂が3荘あるので9人としています。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第107号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第108号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第109号「所沢市立老人憩の家ところ荘等の指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

利用者数は何人か。

新井高齢者支

平成25年度の1日当たりの平均利用者数は33.3人、平成26年

援課長

度は32.3人、平成27年度は33.3人、平成28年度は30.5人、平成29年度は27.6人です。

平井委員

平成29年度が少し減少している原因は何か。

新井高齢者支

利用者の死亡が重なったことによるものです。

援課長

平井委員

定員数は何人か。

新井高齢者支

45人です。

援課長

小林委員

応募は1団体となっているが、説明会には何団体が参加したのか。

新井高齢者支

説明会についても1団体となります。

援課長

小林委員

ところ荘の利用者はデイサービスの風呂を利用するのか。

新井高齢者支

老人憩の家と老人デイサービスセンターの利用は別の施設となりま

援課長

す。風呂は老人憩の家、老人デイサービスセンターそれぞれにあります。

小林委員

応募が1団体となった理由は何か。

新井高齢者支

老人憩の家と老人デイサービスセンターは玄関や機械設備を共用して

援課長

いることから2施設を一体で運営できる事業者を募集したため、多くの事業所が応募できる形でなかったことが考えられます。

赤川委員

議案資料ナンバー2の173ページの指定管理者応募者評価結果集計表の情報セキュリティの項目の点数が悪いが、何か問題が指摘されたということか。

新井高齢者支

情報セキュリティの評価については、事務局が評価したもので、市よ

援課長

りも劣る対応、体制であることから1点としたものです。

赤川委員

具体的にどういう部分が劣るのか。

新井高齢者支

情報管理の基準については、市のIT推進課で定める基準よりも劣る

援課長

ということで1点の評価であるが、これについては今後指導していきたいと考えています。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第109号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第84号「平成30年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

確認ですが、保険給付費準備基金の残高は、17億4,300万でよいか。

井上介護保険  
課長

そのとおりです。

平井委員

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時に介護保険料の見直しを行ったのか。

井上介護保険  
課長

平成30年度から第7期となりますので、新しい保険料となっております。

平井委員

この約17億円は、次の第8期の保険料の上昇を抑えるために使う認識でよいか。

井上介護保険  
課長

そのとおりです。



**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第84号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第82号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」（当

委員会所管部分：福祉部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【議案第82号 福祉部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時8分）

（説明員交代）

再 開（午前11時13分）

○議案第110号「所沢市かしの木学園の指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

福原委員

議案資料ナンバー2の181ページの指定管理者応募者評価結果集計表の中で、基本事項の③の「利用料金の減額・免除、還付についての方針、設定状況は適切か」の項目について、24点の満点に対して0点となっているが、点数をつけた根拠、内容の説明をお願いしたい。

小川こども福祉課長

評価点が0点の理由ということですが、こちらの利用料金の趣旨は、かしの木学園が独自に行っているおやつ代や給食費等の利用料金に係る、減額・還付についての質問を設定したのですが、実際、施設ではおやつ代、給食費についての減額等は行っていないということでした。事務局の事前の確認不足ということもありまして、質問の必要性がなかったと判断しまして、選定委員会において委員に説明の上、0点ということで合意していただいたものです。

福原委員

減額とか免除とか還付とかがなかったから0点ということなのか、それとも評価する項目自体がなじまないということだったのか。

小川こども福祉課長

かしの木学園におきまして、おやつ代、給食費等については、減免・還付などの質問がなじまないと判断したものです。

平井委員

通常は、障害者施設は5年間の指定管理期間だが、非公募の理由をみると「重症心身障害児を受け入れる事業所の整備を進める」と目標を掲げていることから、当該施設の事業所の整備を進めていくために3年間としたのか。

小川こども福祉課長

重症化する重症心身障害児が増えている傾向であり、今後の3年間でこうした子どもたちを施設で受け入れていく方向性を検討していくため、今回の指定期間としているものです。

平井委員

改修が含まれているという理解でよいか。

小川こども福祉課長

改修の必要性については、今のところわかりませんが、まずは重症心身障害児を受け入れるべく、人員の体制について、例えば、医療職の配置につきまして、社会福祉協議会と協議し、社会福祉協議会の方で難しいという答えがでてくるかもしれませんし、その場合には他の事業所と情報共有を図ったり、また関連施設の方に情報提供を行い協議することも考えられます。

平井委員

それで3年間としたということか。

小川こども福  
祉課長

そのとおりです。

小林委員

今、かしの木学園では、医療的ケアが必要なお子さんの利用がないと  
いうことでよいか。

小川こども福  
祉課長

現状といたしまして、医療的ケアが必要な方については、保護者同伴  
のもと利用している方がいます。

小林委員

看護師が配置されているという見解でよいか。

小川こども福  
祉課長

非常勤の看護師を配置しています。

小林委員

今後もっと受け入れをしていくことを考えているのか。

小川こども福  
祉課長

本議案をご承認いただけましたら、今後の3年間では、現状と同じ体  
制を考えていますが、その後の34年度以降につきましては、今回ご提  
案している方向性の検討内容に沿った対応を考えています。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第110号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第111号「所沢市立ひばり児童館の指定管理者の指定について」

○議案第112号「所沢市立つばめ児童館の指定管理者の指定について」

○議案第113号「所沢市立さくら児童館の指定管理者の指定について」

植竹委員長

議案第111号、議案第112号及び議案第113号については、一括議題としてよろしいか。

(委員了承)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

毎回説明会には何団体か参加しているが、結果的に申込みに残ったのが1団体というのは、どういう経緯でこうなるのか。せっかく説明を受けたのに、申し込んだのは1団体というのは、どのように解釈したらよいか。

森田青少年課  
長

3館の業務説明会には7者の参加がありました。しかし、応募した団体は、それぞれ1団体になりました。これにつきましては、各法人の判断によるものと考えています。

平井委員

1度指定管理を受けた事業者は実績があるため、新たな事業者となりにくいということもあるのか。

森田青少年課  
長

昨年度は3館の指定期間満了に伴う指定があり、まつば児童館で指定管理者の変更がありました。そうしたこともありまして、必ずしもそこに限定されていくものではないと思います。また、新規の事業所では地域の課題や地域特性といった部分も研究したうえでの応募となりますので、そうした部分での判断かと思います。

平井委員

ひばり児童館の指定管理者候補者の株式会社明日葉が、葉隠勇進株式会社から社名変更した理由は。

森田青少年課  
長

株式会社明日葉については、旧葉隠勇進株式会社です。葉隠勇進株式会社は、学校給食事業とフードサービス事業、そして子育て支援事業の3部門あり、この中の学校給食事業とフードサービス事業を切り離して、子育て支援事業に特化した会社になるということで、会社名の変更も併せて行われたものです。

小林委員

地域の人から聞いた話だが、ひばり児童館は生活クラブの定員を増やすということも言われているみたいだが、その辺の真偽は。



森田青少年課  
長

ひばり児童館については、この指定に合わせて生活クラブの定員拡大を図ります。現在24名の1支援単位で生活クラブを運営していますが、1支援単位を追加し、60名に定員拡大を図りたいと考えています。

小林委員

スペースも広げていくということか。

森田青少年課  
長

館自体のスペースについては変更ありませんので、館の中で利用スペースの見直しにより、定員を拡大していくということです。

小林委員

館の中の図書スペースを削ると聞いているが、そのようなことをしようとしているのか。

森田青少年課  
長

館の中で必要な事業を削るのではなく、館の中での利用スペースの見直しにより定員拡大を図っていくものです。例えば、図書室の方が非常に面積が大きいことから、今の生活クラブ室を図書室に配置がえを行い定員拡大を図っていきます。

小林委員

そうすると、図書室が狭くなってくるということか。

森田青少年課  
長

結果的にはそうなる可能性はあります。

小林委員

児童館だと乳幼児から高校生まで利用する施設になるわけだが、図書室のスペースを狭めてよいのかということもある。その辺の検討というのはどのようにされてきたのか。

森田青少年課  
長

現状の利用状況や、現在の運営団体の利用状況などを確認しながら、今年度配置がえを行っていきたいと考えています。

小林委員

ひばり児童館と放課後児童クラブは同じ団体が指定管理者となるが、一定の交流はあるのか。

森田青少年課  
長

現在もそうした交流はあり、夏休みに児童クラブの児童が日中に児童館を利用したりすることはあります。

小林委員

児童館と児童クラブで人員配置などの交流はあるのか。

森田青少年課  
長

児童クラブの児童が児童館を利用する場合、児童クラブは放課後健全育成事業として支援員が随行をしています。児童館には児童館職員がいますが、児童クラブの児童が利用する場合には、必ず児童クラブの職員が付き添います。

小林委員

夏休みに生活クラブが児童館を一番活用すると思うが、生活クラブなどで一時的に体調が悪くなったお子さんを寝かせるスペースは確保されているのか。

森田青少年課

長

いわゆる静養室という位置づけになり、児童館によって多少の差はありますが、それぞれの児童館には必ず用意しており、基本的に事務所のスペースであるとか、場合によってはカーテンでその部分を仕切ったりして静養室の部分を確保しています。

赤川委員

児童クラブの狭隘化というのが課題で残っていると思うが、生活クラブと児童クラブはメニューが違うが、児童クラブの狭隘化に対応して、生活クラブで対応できる定員を3館でどのくらい増やすという計画などは、選定委員会で議論されたか。

森田青少年課

長

今回ひばり児童館については36名分の定員増を、さくら児童館は20名分の定員増をそれぞれ見込んでおり、地域の児童クラブの狭隘化だとか大規模化、そうしたものを緩和するために今回の児童館の生活クラブの定員拡大も一つの方策として取り入れております。また、子ども・子育て支援事業計画の目標数値もありますので、目標数値などを達成していくうえでの一つの方策として今回の定員拡大を図っているものです。

赤川委員

3施設で56人の定員増を見込んでいると思うが、他の施設において5年間で定員を増やせる可能性がある施設はあるか。

森田青少年課  
長

一昨年のみどり児童館の指定のときから、定員拡大を図っており、来年度また4館の指定がありますので、地域の需要や施設の規模をみながら定員拡大を図りたいと考えています。

平井委員

当初、指定管理者制度を導入する時には、福祉施設や継続性・安定性が求められる施設については、非公募にするという基準があって、福祉施設、児童館なども対象になっていたと思うが、現在その方針は変わっているのか。

あるいは、現在もその方針はあるのか。

森田青少年課  
長

基本的には方針は変わっていませんので、市としてはガイドラインに沿って原則公募としています。児童館については、今後も原則公募としていきたいと考えています。

平井委員

公募したとしても結果的には同じ事業者が継続しているということは、継続性、安定性が利用者に伝わり、こういう結果になったと思うが、現在も方針が変わっていないとすれば、いろいろな子どもに関する施設も

このような形で公募非公募が決められていくという理解でよいか。

森田青少年課  
長

公募非公募については、市のガイドラインで原則公募ということになっており、非公募については、非公募理由が列挙されています。そうしたものに該当していないということで、今後も原則公募としていきたいと考えています。

**【質疑終結】**

**【意見】**

赤川委員

リベラル所沢を代表し、議案第111号、議案第112号及び議案第113号について賛成の立場から意見を申し上げます。今回児童館の指定ということで、公募でありながら実際に競争原理が働かなかったということに対して、今後市として少し工夫して競争原理が働くように努力してもらいたい。今回の児童館の指定において定員が56人増えるということで、課題となっている児童クラブの狭隘化、大規模化に対応したということが評価できている。今後も、指定管理者の指定の時は、公募で競争原理を働かせながら、かつ児童クラブの狭隘化に対応してもらいたいことを引き続きお願いして賛成の意見とする。

**【意見終結】**

**【採決】**

議案第111号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第112号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第113号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第82号「平成30年度所沢市一般会計補正予算(第5号)」(当

委員会所管部分:こども未来部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩 (午前11時39分)

(説明員交代)

再 開 (午前11時40分)

○議案第114号「所沢市歯科診療所あおぞらの指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員

附帯意見のところだが、コスト削減、収益向上など効率的な管理運営の方策について、具体的な計画を立て、施設の管理運営に努めてもらいたいという、結構厳しい内容が指摘されているが、利用者数について示せるものがあればお願いしたい。

前田保健医療  
課長

年間で1,300人から1,500人程度で推移をしています。

赤川委員

コスト削減、収益向上ということで、医師がいるのに利用者が少ないことが指摘されていると思うが、指摘の理由は。

前田保健医療  
課長

障害者などの診療に一人ひとりに時間がかかってしまうといった特殊性があるが、コスト削減についての意識というのは常に持っていてもらいたいとのことから、附帯意見が付けられたものです。

赤川委員

具体的にコスト削減となると歯科医師会としてできることはどんなことか。附帯意見を付けたからにはできることが何かあると思うが、コス



ト削減、収益向上については何を想定しているのか。

前田保健医療  
課長

日々の業務の中で適正に診療を行うことや、実際に受診を求めている方がきちんとあおぞらの診療に結びつくようにさまざまところで情報発信し、周知に努めること等を考えています。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第114号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第83号「平成30年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

平井委員 収納管理業務委託についてだが、お金が払えない等の相談があった場合には、福祉につなげるようなことをしているか。

森田国民健康  
保険課長 今回の収納管理業務委託の内容は、収税課で行っています口座振替の入力業務、預金等の調査といった事務を委託することによりまして、職員が収納の業務に力を注げることになるので、その中で今よりも詳しい相談、細やかな相談対応を職員が行えると考えます。

平井委員 所沢市の国保の取り立てが非常に厳しいという声があるが、それとこれとは関係あるのか。

森田国民健康  
保険課長 収納率に関しましては、平成29年度に4%以上の向上が図られていますが、収納に関する相談内容や対応、事務については、収税課が所管しているため詳しいことはわかりません。

【質疑終結】

【意 見】なし

**【採 決】**

議案第83号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第85号「平成30年度所沢市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第85号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第82号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

(当委員会所管部分：健康推進部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時49分）

（説明員交代）

再 開（午前11時50分）

○議案第82号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当

委員会所管部分

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第82号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり  
可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前11時53分）

## 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成30年第3回（9月）定例会

### 健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について  
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について